

一般社団法人日本ピルビスワーク協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本ピルビスワーク協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 骨盤矯正法及び姿勢均整学を柱とした美容健康法の専門家を養成すると共に、骨盤矯正法及び姿勢均整学を国内外に普及・啓蒙することに務め、当該専門家の社会的地位と資質の向上を目指し、国民の健康と福祉増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 骨盤矯正法及び姿勢均整学の普及に関する事業
- (2) 前号の普及事業を目的とした専門スクール事業
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員

(会員の資格の取得)

第6条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員は、当法人が認定した骨盤矯正法及び姿勢均整学を柱とした美容健康法の専門家(ピルビスワーカー)の資格を有し、本会の目的に賛同して入会した者
 - (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した者
 - (3) 名誉会員 本会に対して功績があった者で、理事長の推薦を受けた者
- ② 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成

18年法律第48号、その後の開成を含む。以下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第7条 本会に正会員又は賛助会員として入会しようとする者(以下「入会申込者」という。)は、理事会が別に定める入会申込書に必要書類を添えて、本会に提出するものとする。

② 入会は、理事会において定める会員規約に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを入会申込者に通知するものとする。

③ 名誉会員として入会しようとするものについては、理事長が理事会に推薦を行い、理事会においてその可否を決定する。

(経費等の負担)

第8条 正会員、賛助会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において定める会費規程に基づき入会金及び会費を支払わなければならない。

② 名誉会員は、本会に対し入会金及び会費を納める義務を負わないものとする。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 任意退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 1年以上会費を滞納したとき。

(5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他類似の倒産手続きの開始決定がなされたとき。

(6) 除名されたとき。

(7) 総正会員の同意があったとき。

(任意退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意でいつでも退会することができる。

(既納の会費等の不返還)

第11条 既に納入した入会金、会費等は、返還しない。

(除名)

第12条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員

としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める会員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第13条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 会員総会

(構成)

第14条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

② 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、社団目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第16条 会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とする。

② 定時会員総会は、毎年度1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

③ 臨時会員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的事項及び召集の理由を提出の上、召集の請求が理事にあったとき

(開催地)

第17条 会員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第18条 会員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

② 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに正会員に対して書面又は電磁的方法をもって発する。

(決議の方法)

第19条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第20条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事録)

第22条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員及び会計監査人の設置等)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 2名以内

② 理事のうち、1名を代表理事とする。代表理事を理事長とする。

③ 理事のうち、若干名を、専務理事又は常務理事とすることができる。

(役員選任等)

第24条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

② 代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第25条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

② 専務理事は当法人の業務を執行する。

③ 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

④ 代表理事、専務理事及び常務理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④ 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、会員総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、会員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第31条 当法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

② 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4)その他、この定款又は法令により理事会の権限とされた業務

(招集権者)

第34条 理事会は、代表理事である理事長が招集する。

② 代表理事が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(招集手続)

第35条 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して書面又は電磁的方法をもって通知を発しなければならない。

② 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

② 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

② 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

③ 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て会員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

② 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

③ 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会

の承認を経て、定時会員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

② 前項第3号及び第4号の書類については、定時会員総会の承認を受けなければならない。

③ 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に定時会員総会の日から1週間前の日から5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告